

9月5日（金）

平成 26 年 9 月 5 日 (金 曜 日)

午前 10 時 1 分開会

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕次郎	(同)
23 番	中 野 一 則	(同)
24 番	中 野 廣 明	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	十 屋 幸 平	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	押 川 修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋 夫
公 安 委 員 長	佐 藤 勇 拓
警 察 本 部 長	坂 口 尊
代 表 監 査 委 員	宮 本 秀 繼
人 事 委 員 長	村 社 秀 繼

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 開 会

○福田作弥議長 これより平成26年9月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○福田作弥議長 会議録署名議員に、緒嶋雅晃議員、井上紀代子議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○福田作弥議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、中野一則委員長。

○中野一則議員〔登壇〕 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を御報告いたします。

閉会中の8月29日の議会運営委員会において、本日招集されました平成26年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計17件、その内訳は、補正予算2件、条例8件、予算・条例以外7件であります。このほか4件の報告があります。また、さらに決算議案が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期については、本日から10月10日までの36日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月10日から2日間の日程で代表質問、12日から3日間の日程で一般質問を

行います。

代表質問については、質問人数を5名とし、質問の順序及び時間は、まず、自由民主党120分以内、次に、県民連合宮崎60分以内、続いて、愛みやざき、公明党の順で、それぞれ45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を合計13名以内とし、質問順序は、9日が締め切りとなっております通告書の提出を待って決定いたします。質問時間は、1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について所管常任委員会への付託をすることにしております。9月18日から22日までの間で各常任委員会を開催していただき、26日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

その後、10月1日の本会議で、普通会計及び公営企業会計決算議案の審査のため、決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。決算特別委員会は、10月1日から8日までの間に開催していただき、10月10日の最終日に、付託された議案の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会につきましては、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○福田作弥議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○福田作弥議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より10月10日までの36日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 知事発言

○福田作弥議長 ここで、知事から発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。議長のお許しをいただき、発言をさせていただきます。

初めに、今般、私の政治団体と県内の産廃会社に関連して幾つかの報道がなされたところであり、県民の皆さんにも大変御心配をおかけしております。このことについて、議長を初め県議会の皆様に対し御説明をさせていただき、おわびを申し上げたいと存じます。

廃棄物処理法違反、降灰収集運搬業務に係る詐欺事件に係る企業関係者から資金の提供を受けていたということに関しまして、私としてなすべき行政判断を曲げたことは一切ございません。しかし、さまざまな臆測を呼ぶことになり、県議会を初め、県民の皆様にも御心配をおかけすることとなりましたことに対し、心よりおわびを申し上げます。

私としましては、今回の件を正確に把握し、説明責任を果たす必要があると考え、当時の担当者に対して聞き取りなどを行い、一定の整理

を行いましたので、この場をおかりしまして説明をさせていただきます。

まず、産廃会社元役員等からの政治団体への資金提供についてであります。

この件につきましては、当時の会計担当者であった政務秘書の元職員等から聞き取りをし、整理を行いましたので、報告をさせていただきます。

まず、産廃会社元役員から私を支援する政治団体の活動に対し支援したいとの申し出があり、平成23年7月に本人及び関係者の2名分として300万円の提供を受け、元職員が受領したところであります。この資金提供時に、産廃会社元役員から基本的には会費として支払いたいという申し出があったことから、政治団体は300万円を2名分の会費288万円と寄附12万円に分けて会計処理をしております。会計担当者は、300万円全体を預かり金として管理し、毎年一定額を会費等として会計処理することとし、まず23年9月に23年分として50万円を会計処理しております。その後、24年になって一括して処理することが妥当と方針を変更し、24年1月に残りの250万円を受け入れ処理したとのことであります。

本件については、私を支援する政治団体の活動に賛同し、資金的な支援をしていただくという意思に基づいて提供され、受領したものであります。しかしながら、当該会社が廃棄物処理法違反に問われ、また、この元役員が新燃岳の降灰収集運搬業務に係る詐欺容疑で逮捕、起訴されたことから、道義的な面から問題があると判断し、ことし7月に元役員に返還を申し出ており、現時点では返還を保留されておりますが、いつでも返還できるよう別管理をしております。さらに、今回の報道を受けまして、当時の会計処理の妥当性等について

検討を行ったところであります。

その結果、やはり300万円を受領した23年の単年で会計処理すべきではないかと考えられますことから、できるだけ迅速に政治資金収支報告書について修正報告する必要があると判断し、事務局にその旨、指示をしたところであります。まだ政治団体の事務局体制が整わない段階での会計処理でありましたが、先ほど申し上げましたとおり、会計処理に必ずしも適切でない点があることは大変申しわけなく思っております。速やかに修正しますとともに、今後はこのようなことのないよう指導を徹底してまいります。

次に、政務秘書の元後援会職員に対する産廃会社からの資金提供についてであります。

この件につきまして、元職員に対して調査を行った結果は次のとおりであります。

産廃会社から元職員の個人口座に対する振り込みは、平成24年12月から26年3月まで毎月10万円で、計16回の160万円でありました。この振り込みは、産廃会社の元役員が主なメンバーになっている異業種交流会への参加に必要な経費でありました。つまり、元職員が異業種交流会の事務局を頼まれ、元職員も会への出席が必要であったことから、毎月の会費、交流会のときの飲食代等を振り込みの中から支払っていたということであります。その後、この異業種交流会が解散となったことから、元職員は、その残額を返還することとし、26年3月下旬の時点で約120万円の残額があったため、当該産廃会社に返還しております。異業種交流会に出席するために必要な経費のみ使用し、それ以外に使用したことはないということであり、一部の報道にありました秘書の給料の補充ではないという認識とのことであります。

後援会の職員として、特に政務秘書として重要な職務を担当している立場からすると、特定の異業種交流会の事務局を任され、それに関する資金の提供を受けることは、今回のようにさまざまな臆測を呼ぶこととなりますから、やはり適当ではなかったと考えております。私としましても、責任者としての責任を感じ、事務局の職員に対しては十分注意するよう指導したところであります。

以上、私の政治団体に関する2つの件についての調査結果、そして今後の方針等を説明させていただきました。いずれの件も反省すべき点があり、県民の皆様には御心配をおかけしていることにつきまして、大変申しわけなく思っております。

一方、当該企業につきましては、廃棄物処理法に違反する行為があり、平成25年3月に県はこの企業に対しまして、30日間の施設及び事業の全部停止という処分を行ったところであります。

御報告しましたように、当該企業の元役員から私を支援する政治団体に対して資金提供等が行われたのは事実ではありますが、私としましては、廃棄物処理法違反に対し、国の処理基準にのっとり、厳正な行政判断を行ったものであります。この点につきまして、県民の皆様にはぜひ御理解いただきたいと存じます。

私としましては、今回の件を十分に反省し、議員の皆様を初め、県民の皆様との信頼関係に基づいてしっかりとした県政運営ができるよう、これまで以上に公正公平に留意し、気を引き締めて努めてまいりたいと考えております。

以上であります。〔降壇〕

○福田作弥議長 知事の発言は終わりました。

◎ 議案第1号から第17号まで上程

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第17号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○福田作弥議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 それでは、平成26年9月定例県議会の開会に当たりまして、まず、平成26年8月豪雨により各地で発生した災害におきまして、不幸にもお亡くなりになられた方々とその御遺族に対し、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

特に広島県では、8月19日から20日にかけての大雨により大規模な土砂災害が発生し、数多くの死者、行方不明者が生じる大災害となりました。県といたしましては、県議会とともに広島県へ災害見舞金を贈呈したところであり、今後ともさまざまな形で支援を行ってまいりたいと考えております。被災者の生活再建と被災地域の日も早い復興をお祈り申し上げます。

次に、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして3点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、新たな国際定期航空路線についてであります。

国際定期航空路線については、これまで新規開設に向けて取り組んでまいりましたが、このたび香港航空により、香港国際空港と宮崎空港を結ぶ新たな国際定期航空路線が開設されることとなりました。運航は週2便で、早ければ12月から就航する予定となっております。本県で

は、東アジア経済交流戦略等に基づき、香港事務所を設置するとともに、農産物等の輸出促進や観光誘客などに積極的に取り組んでいるところであり、今回の香港線の開設は、その直接的な経済効果はもちろんのこと、今後、東アジア経済交流戦略を進め、東アジアの活力を本県に取り込んでいく上で大きな前進であると捉えております。さらには、アジアのハブ空港である香港国際空港を通じて、東アジア地域のみならず、世界に向けた航空ネットワークが一層充実することになると考えております。

本県の国際定期航空路線は、現在就航しておりますソウル線、台北線と合わせ3路線となりますが、いずれも本県の重要な交通基盤として、今後より一層の利用促進を図り、本県経済の発展のため、香港並びに東アジア地域との人的・物的交流の拡大に努めてまいりたいと考えております。

2点目は、ブラジル宮崎県人会創立65周年及び県人移住100周年記念事業についてであります。

去る8月24日、ブラジル・サンパウロ市におきまして、ブラジル全土から本県出身者やその家族など約400名が参加し、「ブラジル宮崎県人会創立65周年及び県人移住100周年記念式典」が盛大に開催されました。

本県からは、福田議長、稲用副知事を初め、県議会、市町村、民間の方々など、総勢約70名が出席し、本県出身者のこれまでの御苦勞をねぎらうとともに、節目となる65周年及び100周年をお祝いしたところであります。

また、高千穂の夜神楽派遣団の皆様の御尽力により、県人会からの要望にお応えして、中南米では初となる「高千穂の夜神楽」の公演も行われ、大盛況の中で、ふるさとの思い出である

夜神楽を堪能していただけたと伺っております。

さらに、ブラジル訪問にあわせましてアルゼンチンを訪問し、創立50周年を迎えるアルゼンチン宮崎県人会との交流会も実施したところがあります。

訪問団においては、両国で心温まる歓迎を受け、また、それぞれの地で活躍する県人会の皆様のごふるさと宮崎に対する熱い思いと強い結束力に接し、大いに感銘を受けたとのことであり、今回の訪問を契機に、両県人会の皆様と本県とのきずながより強固なものとなり、今後、一層の交流及び相互理解の促進につながっていくことを期待しております。

3点目は、現在本県で開催されております「第6回女子野球ワールドカップ2014宮崎大会」についてであります。

女子野球ワールドカップ大会につきましては、今から10年前、平成16年に第1回大会がカナダで開催され、以来2年に一度、国際野球連盟の主催により開催されているものであります。

6回目となる宮崎大会につきましては、9月1日から7日までの日程で、日本を初め、アメリカ、オーストラリアなど8つの国と地域が参加して開催されており、私も9月1日にサンマリスタジアム宮崎で行われた開会式に出席し、開催地を代表して歓迎の挨拶を行ってきたところであり、現在、女子野球のトッププレーヤーにより、国と国との威信をかけた世界一を決定する戦いが繰り広げられており、日本代表「マドンナジャパン」は3連勝と好調なスタートを切ったところであり、

このような国際大会が本県において開催されますことは、宮崎の魅力を国内外に発信する絶

好の機会であることはもちろんのこと、本県が進めておりますスポーツランドみやぎきの今後の取り組みに大きく弾みをつけることになるものと考えております。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を控える中、今後とも、スポーツランドみやぎきの確立に向け、市町村や関係団体と連携を図りながら、国際的なイベントはもとより、日本代表クラスの合宿など、さまざまなスポーツキャンプ・イベントの誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計39億1,492万9,000円、特別会計2,470万円であり、このうち一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金5,452万8,000円、使用料及び手数料37万5,000円、国庫支出金8億5,390万9,000円、寄附金100万円、繰入金4億9,123万4,000円、繰越金21億8,993万8,000円、諸収入4,564万5,000円、県債2億7,830万円であり、この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,802億7,832万6,000円となります。

なお、ただいま申し上げました歳入財源の中に、新たに10月から、県総合運動公園及び運動公園内の5施設を対象にネーミングライツを導入することに伴い、そのネーミングライツ料、年4,000万円の半年分となる2,000万円を計上しております。

以下、今回補正予算案に計上しました主な事業について御説明いたします。

まず、「みやぎきの空」航空ネットワーク活性化・利用促進事業につきましては、先ほど御報告いたしました宮崎—香港線の開設に伴い、路線の安定的な運航を図るため、宮崎空港

振興協議会を通じ、運航会社に対し運航経費の支援を行うものであります。

また、「東アジア等観光誘客推進事業」につきましては、同様に、香港線の開設に伴い、みやぎ観光コンベンション協会を通じて、旅行会社等への送客支援や旅行商品の造成支援などを行うほか、メディアとタイアップしたキャンペーンの実施など、香港からの誘客の促進を図るものであります。

次に、「産学官金連携による地域経済循環創造事業」につきましては、鶏ふん発電の焼却灰など、地域で大量に発生する副産物を新たに資源として活用することで、安価で高性能な土づくり肥料を開発した地元企業の取り組みを金融機関等とともに支援し、地域資源の循環による地域経済の活性化等を図るものであります。

次に、「県立芸術劇場大規模改修事業費」につきましては、県民の多様な文化活動を促進するための環境整備を図るため、老朽化した県立芸術劇場の空調設備等の更新を行うものであります。

次に、「医療施設スプリンクラー等整備事業」につきましては、医療施設における防火体制の充実を図るため、有床診療所が実施するスプリンクラーの整備に対して支援を行うものであります。

次に、「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点化モデル事業」につきましては、薬局及び薬剤師を活用した県民への健康支援を行うため、拠点となる薬局において、肝炎や糖尿病等に関する健康相談や必要な支援等を行うものであります。

次に、「施設開設準備経費助成特別対策事業」につきましては、老人福祉施設の円滑な開設を図るため、認知症高齢者グループホーム等

を開設するに当たって必要となる経費等に対して支援を行うものであります。

次に、「子育て支援対策推進事業」につきましては、地域における子育て環境の充実を図るため、市町村が実施する一時預かり事業の拡充や放課後児童クラブの開所時間の延長等に対して支援を行うものであります。

次に、「大型クルーズ船誘致環境整備事業」につきましては、今般、大手のクルーズ船運航会社が、来年6月に16万トン級のクルーズ船を上海に配船する予定となったことから、今年度、油津港に整備することとしております大型クルーズ船の係留施設を、当初予定しておりました13万トン級から16万トン級に対応できる施設とするために必要な整備を行うものであります。

次に、「産学官連携試験」につきましては、国の研究機関の委託を受け、畜産試験場におきまして、大学等と連携して、飼料用米を活用した完全国産飼料の研究や、本県の気候に適した乳牛の飼養管理技術の開発等に取り組むものであります。

次に、「特別支援学校スクールバス整備事業」につきましては、障がいのある児童生徒の安全で安心な通学手段の確保を図るため、老朽化した特別支援学校のスクールバスの更新を行うものであります。

最後に、公共事業であります。砂防事業につきましては、土砂災害防止のために必要な基礎調査費を増額し、土砂災害防止法に基づく土砂災害危険区域等の指定の推進を図るほか、港湾における海岸保全施設の長寿命化対策や土地改良事業等を行うものであります。

主な事業についての説明は以上であります。これらの事業のほか、平成25年度の決算に

より生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、県債管理基金への積み立てを行うこととしております。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、薬事法の一部改正や、現在、食品開発センターに整備を進めておりますフード・オープンラボの供用開始に伴い、関係する使用料及び手数料の改正等を行うものであります。

議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、母子及び寡婦福祉法の一部改正及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律に規定する経過措置が終了することに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されることから、関係する3つの条例について、引用法令名等の改正を行うための条例を制定するものであります。

議案第6号「宮崎県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例」は、認定こども園法の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の認可等に係る意見を子ども・子育て支援会議に求めるため、同会議の調査審議事項に当該意見に係る事項を追加するための改正を行うものであります。

議案第7号「宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」は、認定こども園法の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定めるための条例を制定するものであります。

議案第8号「宮崎県薬事審議会条例及び宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」は、薬事法の一部改正に伴い、関係条例における引用法令名の改正を行うものであります。

議案第9号「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例」は、ウナギ稚魚の取扱いに係る登録に関して、暴力団員等の排除を徹底するための改正を行うものであります。

議案第10号「宮崎県病院局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例」は、県立延岡病院に専用水道を設置することに伴い、水道法の規定に基づき、水道技術管理者の資格基準を定めるための条例を制定するものであります。

議案第11号は、災害時の通信手段の確保を図るため、現在整備を進めております新総合防災情報ネットワーク整備事業に係るデジタル無線設備の整備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第12号は、県営広域営農団地農道整備事業の西臼杵5期地区のトンネル工事について、設計変更及び公共工事設計労務単価等の著しい上昇が生じたため、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第13号は、主要地方道宮崎西環状線社会资本整備総合交付金事業の松橋工区の橋梁上部

工事について、また議案第14号は、同事業松橋工区の高架橋上部工事について、いずれも公共工事設計労務単価等の著しい上昇が生じたため、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第15号及び第16号は、がんの早期発見のための集団検診に使用する胃がん検診車及び乳がん検診車の取得について、それぞれ、財産に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第17号は、人事委員会委員江夏由宇子氏が平成26年10月7日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく江夏由宇子氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○福田作弥議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす6日から9日までは、議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時36分散会